

平成31年度入札制度の見直し に係る事業者説明会資料

平成31年2月1日

下関市総務部契約課

説明会次第

1 開 会

2 契約課説明

平成31年度入札制度の見直しについて

- ・ 建設工事等の入札における指名競争入札の原則廃止
- ・ 小型工事の適用対象となる設計金額の見直し
- ・ 特定建設業の許可を求める対象工事の見直し
- ・ 総合評点の上限設定の試行継続
- ・ 建設工事の入札における一抜け方式の導入（試行）
- ・ 総合評価方式の落札者決定基準の見直し
- ・ 優良工事事業者表彰となる対象事業者の見直し
- ・ 優良業者優先指名競争入札の見直し

3 閉 会

目 次

1. 建設工事等の入札における指名競争入札の原則廃止	・・・	4
2. 小型工事の適用対象となる設計金額の見直し	・・・	5
3. 特定建設業の許可を求める対象工事の見直し	・・・	6
4. 総合評点の上限設定の試行継続	・・・	7
5. 建設工事の入札における一抜け方式の導入（試行）	・・・	8
6. 総合評価方式の落札者決定基準の見直し	・・・	9
7. 優良工事事業者表彰となる対象事業者の見直し	・・・	14
8. 優良業者優先指名競争入札の見直し	・・・	15

1. 建設工事等の入札における指名競争入札の原則廃止

(1) 趣旨

設計金額（税込み。以下同じ。）が130万円を超え500万円未満の工事については、従来、指名競争入札を実施してきたが、指名競争入札において、辞退による入札中止等が増加していること、また、一般競争入札において入札参加資格の事後審査を導入したことなどで、一般競争入札に係る事務量が小さくなったことから、設計金額が130万円を超える工事については、原則として一般競争入札を実施するよう改める。

(2) 内容

設計金額が130万円を超える工事について、原則として一般競争入札を実施するよう改める。ただし、地方自治法施行令第167条の規定に該当する場合は、指名競争入札を実施する。

設計金額	改正前	改正後
130万円未満	随意契約	随意契約
130万円を超え 500万円未満	指名競争入札	一般競争入札
500万円以上	一般競争入札	

【参考】地方自治法施行令（抄）

第百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(3) 適用対象工事

全ての工事

(4) 適用時期

平成31年4月1日

2. 小型工事の適用対象となる設計金額の見直し

(1) 趣旨

下関市小型工事等事務取扱要領で定める小型工事については、発注者の設計積算及び受注者の提出書類の簡素化等を認めているところであるが、発注者及び受注者双方の事務負担を軽減するため、小型工事の対象工事を拡大する。

(2) 内容

小型工事の対象となる工事の設計金額を100万円以下から130万円以下に改める。

【参考】下関市小型工事等事務取扱要領（抜粋）

（定義）

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小型工事 市単独事業による工事のうち、設計金額が100万円以下で、随意契約により契約締結するもの。
(※130万円に改正)

（設計書等の作成等）

第3条 設計積算の簡素化を図るため、担当課長は見積者に対し当該小型工事の起工に必要な施工内容を示した簡便な設計図書及び見積書の依頼ができるものとし、執行に必要な事項は次のとおりとする。

(1)～(4) 略

（履行に関する書類等）

第7条 小型工事の履行に関する提出書類は第1条の趣旨に従い次のとおりとする。

(1) 受注者の提出書類等は、工事請負契約書に規定する工程表及び現場代理人等の通知とし、施工計画書、材料承諾、施工管理資料等は、品質管理上担当課長が特に必要である場合を除き省略できるものとする。

(2) 工事の写真は、特に必要がある場合を除き着工時及び完成時の写真で内容が確認できる程度のものとする。

(3) 出来形管理資料等は、特に必要がある場合を除き省略できるものとする。

(3) 適用対象工事

全ての工事

(4) 適用時期

平成31年4月1日

3. 特定建設業の許可を求める対象工事の見直し

(1) 趣旨

市内中小業者の受注機会を増やすとともに、入札の競争性を高めるため、一般競争入札における入札参加条件の1つである建設業の許可に関する条件を緩和する。

(2) 内容

入札参加条件において、特定建設業の許可を条件とする対象工事を次のとおり改める。

工種	改正前	改正後
建築一式工事を除く 全ての工種	設計金額 5,000万円以上	設計金額 8,000万円以上
建築一式工事	設計金額 7,000万円以上	

※ ただし、工事特性等によっては、条件としない場合がある。

【参考】建設業法上、特定建設業の許可が必要な工事

工種	対象工事
建築一式工事を除く 全ての工種	下請発注額の合計が4,000万円以上の工事
建築一式工事	下請発注額の合計が6,000万円以上の工事

(3) 適用時期

平成31年4月1日

4. 総合評点の上限設定の試行継続

(1) 趣旨

一般競争入札で平成30年度から試行している入札参加条件に係る総合評点の上限設定について、より工事規模（設計金額）が大きい工事を対象とした場合の効果や課題を把握するため、対象を拡大して試行を継続する。

(2) 内容

一般競争入札で試行している入札参加条件に係る総合評点の上限設定について、次のとおり対象を拡大して試行を継続する。

項目	改正前	改正後
工種	土木一式工事 建築一式工事	土木一式工事 建築一式工事
設計金額	2,000万円未満	4,000万円未満

(3) 適用時期

平成31年4月1日

5. 建設工事の入札における一抜け方式の導入（試行）

（1）趣旨

過大受注による工物品質の低下防止及び市内業者の受注機会の確保・育成を目的に、いわゆる一抜け方式を試行的に導入する。

（2）内容

一般競争入札において、次のとおり一抜け方式を試行的に導入する。

適用対象工事の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種（建設業法上の許可業種）が同一であること。 ・ 工事規模（設計金額）が同程度であること。 ・ 公告日又は開札日が同一であること。
実施の方法 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一抜け方式を適用する場合、入札公告において、その旨を明示する。 ・ 開札の順番において、上位の工事で落札者となった者は下位の工事の入札を無効とする。

※詳細については、別途入札公告等で周知予定。

【参考】一抜け方式の実施イメージ

工事名 (予定価格)	工種	開札 順番	開札 日時	入札・落札結果		
				A社	B社	C社
A道路工事 (5,500千円)	土木 一式	1	3/1 9:00	5,400千円 落札	5,450千円	5,500千円
B道路工事 (5,300千円)	土木 一式	2	3/1 9:05	5,200千円 【無効】	5,250千円 落札	5,300千円
C道路工事 (5,100千円)	土木 一式	3	3/1 9:10	5,000千円 【無効】	5,050千円 【無効】	5,100千円 落札

（3）適用時期

平成31年4月1日

6. 総合評価方式の落札者決定基準の見直し

(1) 趣旨

総合評価方式について、より公平な入札制度とするため、特別簡易型における施工実績型と地域型を統合し、あわせて、地域精通度の評価基準を見直す。

また、海上工事実施に当たり必要不可欠な作業船の保有及び買い換えの促進を図るため、作業船の保有状況に関する評価項目を新たに設ける。

(2) 内容

①特別簡易型の施工実績型と地域型の統合

特別簡易型における施工実績型と地域型を資料1のとおり統合する。

②地域精通度の評価方法の見直し

市内の地域区分について、これまでの8地域から2地域に見直し、資料2のとおり評価するよう改める。

③作業船の保有状況に関する評価項目の追加

全ての型式において、企業の技術的能力の評価項目として、作業船の保有状況を追加する。

詳細は資料3のとおり。

(3) 適用時期

平成31年4月1日（予定）

※総合評価方式の落札者決定基準の見直しについては、地方自治法施行令の規定に基づき、2月20日に下関市入札監視委員会を開催して学識経験者の意見を聴き、決定することとしています。

資料 1 (特別簡易型の施工実績型と地域型の統合)

評価項目	細目	平成30年度				平成31年度		
		特別簡易型				特別簡易型		
		施工実績型		地域型		配点	換算値	
配点	換算値	配点	換算値					
企業の技術力	企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事(公共工事)の施工実績の有無	2		2		2	
		過去2年間(建築一式は4年)の下関市発注工事における工事成績評定点(同種工種)の平均点	2		2		2	
		過去2年間の指名停止措置の有無	(-1) 0		(-1) 0		(-1) 0	
		過去3年間の優良工事表彰の有無	1		-		1	
		ISO9001,ISO14001の取得状況、環境への配慮(エコマネジメント等)	1		-		1	
		労働安全衛生マネジメント等の取得状況	1		-		1	
		作業船の保有状況					1	
	配点合計	7	5	4	3	8	4	
	配置技術者の能力及び担い手確保の取組について	主任(監理)技術者の保有する資格	2		2		2	
		過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事(公共工事)の施工経験の有無	1		1		1	
		告示前1年間の継続学習(CPD)の取組状況	1		-		1	
		技能士等の活用	1		-		1	
		担い手確保の取組 A 若手技術者の雇用 B 女性技術者の雇用	1		1		1	
		配点合計	6	4	4	2	6	4
企業の地域貢献度	地域精通度	地利的条件	-		3		2	
	地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	1		1		1	
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	1		1		1	
		その他の取組 A 障害者の雇用状況 B 更生保護の協力雇用主登録 C 消防団協力事業所の登録 D やまぐち男女共同参画推進事業の認証 E 地域貢献活動の実績	2		2		1	
		配点合計	4	1	7	5	5	2
加算点(満点)			10		10		10	

資料 2 (地域精通度の評価方法の見直し)

改正前		改正後	
(地域区分)		(地域区分)	
地域	対象区域	地域	対象区域
旧市内	本庁の所管区域	旧下関市	下関市のうち平成17年2月12日における下関市の区域
彦島地区	彦島支所の所管区域	旧豊浦郡	下関市のうち平成17年2月12日における豊浦郡菊川町、豊浦郡豊田町、豊浦郡豊浦町及び豊浦郡豊北町の区域
山陽地区	長府、王司、清末、小月、王喜及び吉田支所の所管区域		
山陰地区	川中、安岡、吉見、勝山及び内日支所の所管区域		
菊川地区	菊川総合支所の所管区域		
豊田地区	豊田総合支所の所管区域		
豊浦地区	豊浦総合支所の所管区域		
豊北地区	豊北総合支所の所管区域		
(評価基準及び配点)		(評価基準及び配点)	
評価基準	配点	評価基準	配点
工事場所のある地域に本店がある。	3点	工事場所のある地域に本店がある。	2点
工事場所のある地域(旧下関市、旧豊浦郡の2区分で上記に該当するものを除く。)に本店がある。	2点	上記以外の地域で市内に本店がある。	1点
その他	0点	その他	0点
(備考) ※共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。		(備考) ※共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。 ※本評価項目は、選択項目とし、工事によっては適用しない場合がある。	

資料3（作業船の保有状況に関する評価項目の追加）

(1) 評価基準及び配点

評価基準	配点
主作業船のうち、いずれかを自社保有している。	1点
主作業船のうち、いずれかを共同保有している。	0.5点
いずれの主作業船も保有していない。	0点

(2) 留意事項

項目	留意事項																
作業船の保有状況	<p>・主作業船を使用する海上工事において、次に掲げる通常の海上工事に使用される作業船（15種）のうち、いずれかを自社保有又は共同保有している場合に評価する。</p> <p style="text-align: center;">主作業船（15種）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 ポンプ浚渫船</td> <td style="width: 50%;">9 クレーン付台船</td> </tr> <tr> <td>2 グラブ浚渫船</td> <td>10 杭打船</td> </tr> <tr> <td>3 バックホウ浚渫船</td> <td>11 コンクリートミキサー船</td> </tr> <tr> <td>4 リクレーマ船</td> <td>12 ケーソン製作用台船</td> </tr> <tr> <td>5 パージアンローダ船</td> <td>13 深層混合処理船</td> </tr> <tr> <td>6 空気圧送船</td> <td>14 サンドドレーン船</td> </tr> <tr> <td>7 旋回起重機船</td> <td>15 サンドコンパクション船</td> </tr> <tr> <td>8 固定起重機船</td> <td></td> </tr> </table> <p>・保有が確認できる資料として、登記簿謄本、船舶検査調書、海上保険証券又はその他所有権を証する契約書等のうちいずれかの写し及び作業船の全形写真を添付すること。</p> <p>・保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料（任意様式）を提出すること。</p> <p>・共同企業体を対象として発注する場合、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	1 ポンプ浚渫船	9 クレーン付台船	2 グラブ浚渫船	10 杭打船	3 バックホウ浚渫船	11 コンクリートミキサー船	4 リクレーマ船	12 ケーソン製作用台船	5 パージアンローダ船	13 深層混合処理船	6 空気圧送船	14 サンドドレーン船	7 旋回起重機船	15 サンドコンパクション船	8 固定起重機船	
1 ポンプ浚渫船	9 クレーン付台船																
2 グラブ浚渫船	10 杭打船																
3 バックホウ浚渫船	11 コンクリートミキサー船																
4 リクレーマ船	12 ケーソン製作用台船																
5 パージアンローダ船	13 深層混合処理船																
6 空気圧送船	14 サンドドレーン船																
7 旋回起重機船	15 サンドコンパクション船																
8 固定起重機船																	

資料4 (型式別、評価項目別の換算値)

凡例 「◎」: 必須項目 「○」: 選択項目

評価項目	評価の細目	配点	特別簡易型			簡易型			標準型				
			対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値		
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画	発注者が求める 施工上配慮すべき事項として1 項目を選定	工程管理	2	—	—	—	◎	2	4 ↓ 10	—	—	—
		品質管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		その他配慮すべき事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		工事全般の施工計画	2	—	—	—	◎	2	—	—	—	—	
	② 高度な技術提案	技術提案と技術 提案に基づく施 工計画	総合的なコスト	12	—	—	—	—	—	—	◎	12	16 ↓
			工事目的物の性能・強度等 社会的要請	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			工事全般の施工計画	4	—	—	—	—	—	◎	4	20	20
	③ 企業の技術的能力	過去8年間の同種工事(公共工事)の施工実績の有無	2	◎	2	8 ↓ 4	◎	2	10 ↓ 5	◎	2	10 ↓ 5	
		過去2年間(建築一式工事は過去4年間)の下 関市発注工事における工事成績評定点(同種工 種)の平均点	4	◎	2		◎	4		◎	4		
		過去2年間の指名停止措置の有無	0 (-1)	◎	0 (-1)		◎	0 (-1)		◎	0 (-1)		
過去3年間の優良工事表彰の有無		1	◎	1	◎		1	◎		1			
ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配 慮(エコマネジメント等)		1	◎	1	◎		1	◎		1			
労働安全衛生マネジメント等の取得状況		1	◎	1	◎		1	◎		1			
作業船の保有状況		1	○	1	○		1	○		1			
④ 配置技術者の能 力及び担い手確 保の取組	主任(監理)技術者の保有する資格	2	◎	2	6 ↓ 4	◎	2	6 ↓ 4	◎	2	6 ↓ 5		
	過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事(公 共工事)の施工経験の有無	2	◎	1		◎	1		◎	1			
	公告日前1年間の継続学習(CPD)の取組状況	1	◎	1		◎	1		◎	1			
	技能士等の活用	1	○	1		○	1		○	1			
	担い手確保の取組	1	◎	1		◎	1		◎	1			
(2) 企業の地 域貢 献度	①地域精通度	2	○	2	5 ↓ 2	—	—	3 ↓ 1	—	—	—		
	②地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	1	○		1	○		1	—		—	
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	1	◎		1	◎		1	—		—	
		その他の取組 A 障害者の雇用状況 B 更生保護の協力雇用主登録の有無 C 消防団協力事業書の登録の有無 D やまぐち男女共同参画推進事業者の認証 E 地域貢献活動の実績	1	◎		1	◎		1	—		—	
		評価点計		10			20			30			

(評価点の換算方法) 換算値の欄中、矢印の上の数字が各評価項目ごとの配点合計、矢印の下の数字が各評価項目ごとの換算値。

ただし、選択項目(○印)を評価対象外とした場合は上の数字から当該配点を差し引いたものとする。

7. 優良工事事業者表彰となる対象事業者の見直し

(1) 趣旨

技術力向上による工事成績評定点の上昇等の状況を踏まえ、優良工事事業者表彰の対象となる事業者を見直す。

(2) 内容

優良工事事業者表彰の対象事業者（選考対象）を次のとおり改める。

（下関市優良工事事業者表彰要領第2条関係）

改正前	改正後
(1) 前年度に完成した請負代金額が500万円以上の工事で、下関市工事成績評定基準（平成17年2月13日制定）による工事成績評定点（以下「評定点」という。）が <u>80点</u> 以上の工事を施工した事業者	(1) 前年度に完成した請負代金額が500万円以上の工事で、下関市工事成績評定基準（平成17年2月13日制定）による工事成績評定点（以下「評定点」という。）が <u>82点</u> 以上の工事を施工した事業者
(2) <u>前年度に完成した請負代金額が500万円以上の工事で、評定点が75点以上の工事を同一工種で複数施工した事業者</u>	(削除)
(3) <u>前年度に完成した工事の品質又は施工状況等が特に優れており、表彰に値すると認められる工事を施工した事業者</u>	(削除)
(4) 前年度に、施工困難な工事、災害対応の工事等を施工したことにより市に貢献し、表彰に値すると認められる事業者	(2) 前年度に、施工困難な工事、災害対応の工事等を施工したことにより市に貢献し、表彰に値すると認められる事業者

(3) 適用時期

平成31年4月1日

8. 優良業者優先指名競争入札の見直し

(1) 趣旨

優良工事事業者表彰を受けた事業者を対象とする優良業者優先指名競争入札において、辞退する事業者が多く、不調となる工事もあることから、一般競争入札として実施するよう改める。

(2) 内容

優良業者優先指名競争入札について、一般競争入札で実施するものとし、入札参加条件として、次の条件を付するものとする。

入札参加条件	
・過去3年間に優良工事事業者表彰を受けていること。	
備考	・同一年度内に同一工種の工事で、上記条件を付した工事で落札者となった事業者は、原則として参加できないものとする。 ・工事が災害復旧工事である場合は、当該災害の応急措置対応業者も参加できる条件に変更できるものとする。

(3) 適用時期

平成31年4月1日